

犯罪被害者補償の手引き（連邦労働社会省提供）

この出版物は連邦労働・社会省の広報活動の一環として発行されています。選挙期間中、政党、又は立候補者ないしは支援者が選挙広報目的で本書を用いることは禁じられています。これは欧州選挙、連邦議会選挙、州議会選挙、地方自治体選挙にも該当します。選挙演説会や、政党の情報誌スタンドでの配布、また、党利党略の通知や広告媒体に同封、印刷、貼付することは本書の乱用に当たります。選挙広報目的で第三者に本書を渡すことも禁じられています。受領者が本書をいつ、どのように、何冊受け取ったかにかかわらず、また間近に迫った選挙と時間的な関係がないにせよ、本書を個別の政治団体に有利になるように、連邦議会を支持するものとして理解されかねないような方法で用いることは認められていません。

ドイツ連邦保健・社会保障省

暴力犯罪被害者の援助

序文

犯罪被害者が被るののは、往々にして身体的被害だけではありません。加えて、かなり大規模な経済的損害を甘受せねばならないことも多々あります。例えば一家の稼ぎ手が犯罪の犠牲になった場合も、同じことがいえます。こうした経済的損害は、法定年金保険の支給や、民間保険の給付、社会扶助で必ずしも完全に補うことができるわけではありません。加害者に対する損害賠償請求によって損害が補償されるケースはまれです。加害者を突き止めることができないことも少なくありません。

このため連邦議会は 1976 年に、犯罪被害補償法を満場一致で可決しました。本法は、健康被害を受けた者に対し相応の経済的扶助を保証することを主旨とした社会保障法のうちの一つで、この健康被害の結果に対し、又はその他の理由に基づき、国家共同社会が個別の被害者の弁済を肩代わりしています。連邦援護法に基づいて、暴力犯罪の被害者は戦争被害者と同等の給付を受け取ることができます。

本法の施行後に犯された犯罪行為による損害に応じた補償の限定には困難を要しました。このため、連邦政府の提案に基づいて、連邦議会及び連邦参議院は、1984 年 12 月 30 日に施行された犯罪被害補償法の第一改正法を決議しました。本法には、1949 年 5 月 23 日から 1976 年 5 月 15 日までの期間に起こった暴力犯罪の被害者に対する補償規定が含まれています。これに基づいて重傷者や遺族は、その他の所得が、被害の程度に応じた一定の所得限度を超えない場合、給付を受けることができます。

1993 年 7 月 21 日の犯罪被害補償法の第二改正法により、1990 年 7 月 1 日以降合法的にドイツに滞在しているすべての外国人も同様に、遡及的に補償給付請求権を有することになりました。

2000 年 12 月 6 日の犯罪被害補償法及びその他の法律の改正法により、こうした外国人も現行の犯罪被害補償法第 10a 条の補償規定に含まれることになり、子供に対する非医療的

な社会小児科学的 / 治療教育的給付のための法基盤が明文化されました。

この小冊子は、該当者に自身の請求権に関する情報をお知らせすることを目的としています。

目次

1. 序文と概要	5
2. 犯罪被害補償法に基づいて、いつ給付を受け取ることができますか？	7
1. あなた、又はあなたの家族が暴力による攻撃を受けましたか？	8
2. 負傷しましたか？	8
3. あなたは犯罪行為の被害者ですか？	8
4. 犯罪はドイツ連邦共和国の領域内で行われましたか？	9
5.a) あなたはドイツ国籍かそれ以外の EU 加盟国の国籍を有していますか？ 又はあなたの本国に犯罪被害補償法に相当する規定があるか、EU の法規定又は国家間の協定によってドイツ人と同様の補償が定められるかしていますか？	
b) a) で「いいえ」だった場合：外国人であるあなたは、単に一時的ではなく連邦領域内に合法的に滞在し、かつその期間は 6 ヶ月以内ですか？	
c) a) 及び b) で「いいえ」だった場合：外国人であるあなたは、例えば旅行者や訪問者として、単に一時的に連邦領域内に滞在し、かつその期間は 6 ヶ月以内ですか？	9
6. あなたは 1976 年 5 月 16 日ないしは 1990 年 7 月 1 日以降に負傷しましたか？	10
7. あなたは 1949 年 5 月 23 日から 1976 年 5 月 15 日までの期間に負傷しましたか？	11
8. あなたはその被害に対して責任がありませんか？	11
9. 事件を解明するためにできるだけのことはいましたか？	11
3. どんな援助が受けられますか？	11
1. 被害者扶助	12
2. 寡婦扶助	14
3. 遺児扶助	14
4. 両親扶助	14
5. 外国人に対する給付	15
4. どこに問い合わせればいいですか？	15
5. 資料	17
・ 犯罪被害補償法本文	17
・ 連邦援護法からの抜粋	26
・ 統一条約からの抜粋	41
・ 住所	46

1. 序文と概要

国家共同社会は、犯罪防止に向けて努力しているにもかかわらず暴力犯罪を完全に防ぐことができない場合、少なくともこうした犯罪行為の被害者に対して補償をしなければならない。

これは、1976年5月16日以降施行されている犯罪被害補償法に関する法律の基本的な考えです。

主旨は簡単です。しかし決して自明のことではありません。1960年代に入るまで、世界中至るところで数多くの犯罪被害者が見捨てられていました。たしかに人道主義と啓蒙主義により、近代の始めには、加害者に対して、つまり加害者を社会復帰させるということに対しては社会的な関心が高まってきましたが、被害者の援助は無視されたままでした。

しかし、基本法の社会福祉国家原則が第一に掲げた共同社会は、とりわけ暴力犯罪の被害者に対し無関心であるはずがありません。損害賠償に関する民法上の規定を示すだけでは十分ではないのです。たしかに暴力犯罪の解決率は非常に高いのですが、加害者が損害を埋め合わせることが経済的に不可能である場合が往々にしてあります。

1976年以降、暴力被害者に対する援助が保証されたことにより、ドイツ連邦共和国は立法の新領域に足を踏み入れました。犯罪被害補償法は満場一致で可決され、法律及び福祉政策における成果となっています。ドイツ連邦共和国は、世界で初めて被害者補償請求を法的に保証した国であり、その請求範囲はこれまでのところ他国政府と比べて卓越しています。

それまでは暴力被害者の親族や遺族も自力で事件の結果を乗り越えられないことが多かったことから、この請求には、暴力被害者の家族の保護も含まれています。

国民は、健康、仕事、生命力を損なわせかねない、さらに極端な場合は生命までも破壊しかねない暴力犯罪に対して、もはや無防備ではありません。

これはドイツにいる外国人にも適用されます。過去数年、外国人に対する暴力犯罪が恥ずかしながら増加したことに、連邦政府は即座に対応しました。一部すでに長年ドイツで居住したり働いたりしている外国人はすべて、今や犯罪被害補償法の保護下にあります。ただし外国人の場合、ドイツ連邦共和国に合法的に3年以上滞在して初めて、ドイツ国民と給付範囲が完全に同じになります。

暴力犯罪の被害者は、戦争被害者やその遺族のための連邦援護法に定められているのと同じ保護と給付を受けることができます：

- ・ 医療リハビリテーションや労働生活への参加のためのすべての給付、及び治療処置は、国が負担する。さらに、子供には非医療的な社会小児医学的／治療教育的給付を行う。
- ・ 年金は、稼得能力が低下したか、又は就業不可能となった者、並びにその寡婦や遺児に対し支払われる（旧東独州の該当者については、統一条約の措置が適用される。50 ページ以下を参照）。

純粋な財産損害に対しては、本法には意図的に被害者補償がありません。これは、国民の生命にかかわる危険をすべて取り除くことが国家の使命であるわけではないという考えに基づいています。しかし福祉には、罪なくして窮地に陥っている者の存在にかかわる場合に国家が介入する、という社会的公平の原則が求められます。従って、身体的又は精神的被害の結果として、犯罪被害者が自力で自分の未来を築くのを妨げられた場合、援助が必要となるのです。

以前とは対照的に、今日では多くのケースにおいて援助を行うことができます。これについては、本法が施行された日、つまり1976年5月16日が有効日となります。旧東独州についてはこれが1990年10月3日であり、外国人にとっては1990年7月1日となります。

ドイツ連邦共和国でも、他国同様、暴力被害者のための補償規定はありますが、この有効日以前の日にちについての遡及効果はありません。暴力犯罪の被害がとりわけ重い者については、その被害が1949年5月23日から1976年5月15日までの期間に生じ、被害者が以下のような場合、1984年12月以降扶助を受けることができます：

- ・ 当該被害のみが原因で重傷を負っている
- ・ 援助を必要としている

- ・ 居住地又は通常の滞在地が本法の適用範囲内にある

この補償規定は、1949年5月23日から1990年6月30日までの期間に被害が発生している場合、外国人についても相応に適用されます。こうした被害者の遺族は、援助が必要であり、国内に居住している限りにおいて扶助を受け取ることができます。

こうした給付はすべて、申請しないと受けられません。申請は請求者の居住地を管轄する援護庁に行ってください。従来の有効日規定に基づいて補償申請が却下された人も、新たに補償を申請する必要があります。

次第に本法は人々の意識に定着してきています。2005年6月の時点で約14300人に年金が支払われています。

もっとも、承認の前提条件が各地で申請者に十分に知られていなかったため、却下せざるを得なかった申請も数多くありました。

このため、犯罪被害補償法に基づいて給付を受ける権利があるか否かを、以下の質疑応答をもとに自分で確認することができますようにしています。

2. 犯罪被害補償法に基づいて、いつ給付を受け取ることができますか？

人に対する力づくの行動はいずれも、暴力による攻撃となります。児童に対する性的虐待もこれに含まれます。

攻撃の被害者のみならず、攻撃が原因で被害者本人が死亡した場合には、その遺族にも補償請求権があります。いずれの場合にも、寡婦又は寡夫、子供、また特別な場合においてはその両親がこれに該当します。祖父母については、死亡者がその生活費を負担していたと見なされる場合に限ります。離婚した妻については、死亡者が生活費を支払う必要があったか、又は支払っていた場合、寡婦と同じ扱いとなります。

あなた、又はあなたの家族が暴力による攻撃を受けましたか？

はい いいえ

例えば盗難や強盗に遭って財産損害を受けた場合、犯罪被害補償法に基づく請求権はありません。本法は、身体的能力の喪失を補償することのみを目的としています。

負傷しましたか？

はい いいえ

従って、あなた又はあなたの家族（22 ページを参照）が、身体的又は精神的な被害を受けたということが、補償給付に必要な前提条件となります。

あなた又はあなたの家族が、違法行為の直接の被害者である必要はありません。犯罪被害補償法に基づく請求のためには、例えば以下のようにあなたの被害が犯罪行為と直接関係していれば十分です：

- ・ 他の人が攻撃された際に負傷した。
- ・ 犯罪行為を阻止した際に負傷した。
- ・ 公共の利益を害する手段による犯罪（放火や爆発物による攻撃など）の被害者となった。
- ・ 例えば攻撃者から逃げ出した際に転倒したり、心臓発作を起こしたりした。

この際、加害者が実際に自身の行為に対して責任があるか、又は有罪の判決を下されたかどうかということは問題にはなりません。

あなたは犯罪行為の被害者ですか？

はい いいえ

例外：その犯罪が原動機付き車両やトレーラーを用いて行われた場合、犯罪被害補償法に基づく請求権はありません。この場合は「交通事故被害者援助」の管轄となります。この住所は別紙に記載されています。交通事故被害者援助は、自己の過失でなく交通事故時に被害にあった者が、これ以外の方法で補償されない場合には必ず行われます。例えばひき逃げを犯した加害者が突き止められなかったような場合には、かならず適用されます。

ドイツの船舶や飛行機上で犯罪が行われた場合も、犯罪被害補償法に基づく請求権があり

ます。

国外で犯罪が行われた場合は、犯罪被害補償法に基づく補償を受けることができません。ただし、外国の法律に基づく補償が考慮されることもあります（質問 5.a を参照）。

犯罪はドイツ連邦共和国の領域内で行われましたか？

はい いいえ

犯罪被害補償法は、ドイツ人だけでなく外国籍を持つ人にも適用されます。ただし、EU 加盟国の国民でない外国人の場合、いわゆる「相互性」が前提条件となります。これは、外国籍を持つ人の本国が、その国で暴力犯罪の被害に遭ったドイツ人に対し、ドイツの法律に比肩する補償を与えているということを意味します。

「相互協定」は国際的に通例となっています。欧州議会の 1977 年 9 月 28 日の決議（77）27 でも、まだ相応に規則が定まっていない国においては、ドイツ法に相当する規定を公布するようにという勧告が述べられています。援護庁では、個々の場合ごとに、どの国と相互性があるかをお知らせしています。

EU 加盟国の国民、並びに EU の法規定又は国家間の協定によってドイツ人と同様の補償を自国民に定めている国の国民も、ドイツ人と同様の給付を受けることができます。

a) あなたはドイツ国籍かそれ以外の EU 加盟国の国籍を有していますか？ 又はあなたの本国に犯罪被害補償法に相当する規定があるか、EU の法規定又は国家間の協定によってドイツ人と同様の補償が定められるかしていますか？

はい いいえ

ドイツ連邦共和国の領域内に 6 ヶ月以上合法的に滞在している外国人は、滞在期間に応じた範囲で、犯罪被害補償法に基づく給付を受けることができます。

3 年以上合法的にドイツに滞在している外国人は、ドイツ人又は EU 加盟国の国民と同様の給付を受けることができます。当地での合法的な滞在が 3 年未満の外国人については、犯罪被害補償法に基づいて定められた、所得と無関係の給付を受けることができます（下記参照）。

ここに挙げた外国人は、最終的な出国の際、滞在期間に応じて査定した補償を受け取りません。

b) a) で「いいえ」だった場合：外国人であるあなたは、単に一時的にではなく連邦領域内に合法的に滞在し、かつその期間は6ヶ月以内ですか？

はい いいえ

ドイツ国内で暴力犯罪の被害者となった旅行者及び訪問者は、この被害によって重い障害を負った場合、一度だけ補償給付を受けることができます。

c) a) 及び b) で「いいえ」だった場合：外国人であるあなたは、例えば旅行者や訪問者として、単に一時的に連邦領域内に滞在し、かつその期間は6ヶ月以内ですか？

はい いいえ

本法では、犯罪被害補償法の施行後に行われた犯罪に起因する被害について、無制限の補償請求権を定めていますので、1976年5月16日かそれ以降に受けた被害については、一般的に補償を申請することができます。ただし、質問5.a)に「いいえ」と答えた外国人については、判断基準となる有効日が1990年7月1日となります。1990年6月30日より後に暴力犯罪の被害者となった外国人は、犯罪被害補償法に基づいて請求をすることができます。（1990年7月1日の有効日より前の暴力犯罪については、質問7の説明を参照のこと。）

あなたは1976年5月16日ないしは1990年7月1日以降に負傷しましたか？

はい いいえ

1949年5月23日から1976年5月15日まで（旧東独州については1990年10月2日まで）の期間に受けた被害については、一定の前提条件のもとでのみ扶助を受ける権利があります。詳細は援護庁にお問い合わせ下さい。質問 a) に「いいえ」と答えた外国人についても、同じく第1文に挙げた前提条件のもとで1990年7月1日より前の暴力犯罪に対する給付を受けることができますので、同様にこの質問が重要となります。

あなたは 1949 年 5 月 23 日から 1976 年 5 月 15 日までの期間に負傷しましたか？

はい いいえ

きっと、ほとんどの人は次の の質問にすぐさま「はい」と答えるでしょう。

それでも、いずれの人も被害の原因が自身の行動になかったかどうかを確認する必要があります（例えば他人を挑発又は侮辱したり、殴り合いに加わったりなど）。そのような場合は、犯罪被害補償法に基づく補償申請を行っても、却下されます。

あなたはその被害に対して責任がありませんか？

はい いいえ

言うまでもなく被害者は、事件の解明及び加害者の訴追に役立つことは、できる限りしなければなりません（刑事訴追の管轄当局、つまり警察や検察庁に即座に届け出る、加害者を突き止めるために必要な供述をするなど）。

同時に、被害の原因を立証できるようにすることが重要です。無理のないように事件の解明に協力することができない場合、法的な給付が受けられない恐れがあります。

事件を解明するためにできるだけことはしましたか？

はい いいえ

3. どんな援助が受けられますか？

どのような給付を受ける権利があるかという質問の回答については、別紙に一部記載した連邦援護法に準拠します。連邦援護法に基づく扶助には以下が含まれます：

- ・ 医療リハビリテーションのための給付
- ・ 労働生活への参加のための給付
- ・ 損害賠償給付
- ・ 経費補償
- ・ 生活費確保のための給付

扶助を受けることができるのは、被害者、寡婦（夫）遺児、両親です。

もっとも重要な扶助の給付

被害者扶助

a) 治療処置

これには、特に通院による医療処置及び歯科処置、医薬品、包帯、治療手段並びに義歯の提供、入院治療、補助手段の提供が含まれます。

b) 代用品給付

補助手段提供の補助（特定のサービスや作業にかかる費用、及び自動車など特定の機器を入手したり改造したりするのにかかる費用の助成）。

c) 湯治

d) 介護が必要な場合の家事手伝い及びサービス

e) 扶助疾病給付金

障害により就業が不可能な場合。

f) 毎日 36 ユーロ以下の助成金

障害による疾病の治療によって、所得基盤が著しく損なわれた場合。

g) 身体障害者体操

h) 疾病処置

重傷の被害者の家族及び介護者向け。疾病処置の範囲は、治療処置の請求と比べると多少制限があります。

i) 労働生活への参加のための援助

- ・ 労働生活への参加のための給付

所得とは無関係に、就業場所の維持又は獲得のために、職業発見、職業試行、職業準備、並びに職業的な適応、研修、養成、再訓練のための援助を受けることができます。

・ 一時金 / 生活費助成金

被害者がフルタイムで就業することができない場合、職業リハビリテーションの間、一時金を受け取ることができます。生活費助成金は、まだ職業に従事していない青少年の被害者が職業リハビリテーションの期間中に受け取ることができます。

j) 基礎年金

現在の所得と関係なく支払われます。支給額は稼働能力の低下率に応じます（例えば 30% = 118 ユーロ、100% = 621 ユーロ）。基礎年金は、身体的完全性の損失、また個々の場合において障害による測定不可能な超過支出を補償しています。

k) 重傷手当

100%の稼働能力低下では十分に評価できないほどの重傷を負った人の場合、基礎年金に補足されます。

l) 介護手当

障害の結果体が不自由になった被害者は、介護手当を受け取ることができます。介護にかかる実費が扶助総額を超えた場合、介護手当が相応に増額されます。

m) 職業損害調整金

障害のために職業上の損害を受けた被害者は、この調整金を受け取ることができます。職業損害調整金を受け取ることができるのは、1976年5月15日（旧東独州については1990年10月2日）より後に被害に遭った被害者だけです。

n) 調整年金

調整年金は、生活費を確保するためのものです。被害者の所得が一定額に達していなければ、調整年金の請求権があります。現在の所得が、控除額を考慮の上、評価されます。現在、労働所得が2141ユーロ以上であれば、就業不可能者の調整年金からは除外されます。

o) 配偶者手当

p) 戦争被害者扶助の給付

認定された被害者は（またその家族についても）障害により援助が必要な場合にはその他の扶助給付の補足として、通常、所得及び財産に応じて以下のような戦争被害者扶助の給

付を受け取ることができます：

- ・ 生活費補足援助
- ・ 特別な生活状況における援助
- ・ 休養援助
- ・ 通常の学校教育及び職業訓練の期間、子供に対して支払われる教育助成金、ただし、原則的に最長で満 27 歳に達するまでとする
- ・ 家事継続援助
- ・ 疾病援助
- ・ 住宅援助
- ・ 老齢援助
- ・ 介護援助

寡婦扶助

基礎年金及び満額の調整年金は、就業不可能な障害については、相応する給付のおよそ 60% となります。損害調整金は配偶者が得たであろうと推測される所得に応じて調整されます。障害の結果被害者が死亡しており、この障害が 1976 年 5 月 15 日より後に発生していることが前提条件となります。被害者が障害の結果死亡してはいないが、遺族扶助が障害の結果少なからず減じてしまったという場合は、重い障害を負った被害者の寡婦は、寡婦補助金を受け取ることができます。金額は寡婦扶助の 3 分の 2 で、就業不可能な被害者又は介護手当受給者の寡婦は満額を受け取ることができます。

暴力被害者の寡婦には、疾病処置及び戦争被害者扶助給付の請求権もあります。

遺児扶助

遺児扶助は満 18 歳に達するまで、学校教育や職業訓練を受けている場合は、満 27 歳に達するまで受けることができます。遺児が病弱であれば、自立できる状態にならない限り扶助を受け取ることができます。遺児には疾病処置の請求権があります。戦争被害者扶助補足給付を受け取ることができます。例えば教育助成金又は休養扶助についても同様です。

両親扶助

傷害の結果死亡した暴力被害者の両親は、自身の所得が一定額を超えず、就業不可能であるか、又はその他のやむを得ぬ理由で無理なく職業に従事することができないか、又は 60 歳に達しているかの場合、両親扶助を受け取ることができます。現在の満額の両親扶助は、

両親であれば 504 ユーロ、片親の場合は 351 ユーロです。一定の前提条件を満たせば、さらに増額されることもあります。

扶助受給資格のある両親には疾病処置の請求権があります。所得のみが理由で両親年金の受給資格がない場合でも、両親は戦争被害者扶助補足給付を受け取ることができます。

外国人に対する給付

外国人は以下のいずれかに該当する場合、～ に挙げた給付をすべて受け取ることができます：

- ・ EU 加盟国の国籍を有している
- ・ ドイツ人と同様の補償を必要とする EU の法規定が適用可能である
- ・ 国家間の協定に基づいて法的にこれが定められている
- ・ 相互性が保証されている
- ・ 3年以上合法的にドイツに滞在している

ドイツに合法的に滞在している期間が 3 年未満の外国人は、所得が考慮されない給付のみ受け取ることができます（項目 a）から l）、並びに 、 、 を参照）。常にドイツ連邦共和国内に滞在しているわけではないものの、常にドイツ国内に居住しているドイツ国民を訪問した際に暴力犯罪の被害者となった外国人は、同様にこの所得と無関係の給付を受け取ることができます。

これに対し、ドイツ国内で暴力犯罪の被害者となったその他の外国人旅行者及び訪問者は、犯罪被害補償法に基づく給付を補償調整の範囲内でのみ受け取ることができます。被害者がその暴力犯罪によって少なくとも重傷を負っていることが、この条件となります。

さらに外国人被害者については、EU 加盟国の国籍を有している場合、又は本国との関係においていわゆる相互性がある場合、又は EU の法規定ないしは国家間の協定によってドイツ人と同様の補償が定められている場合にのみ、本国でも給付金が支払われます。その他の外国人は、最終的にドイツ連邦共和国を出国する際、犯罪被害補償法に基づく給付が中止される代わりとして、1 度きりの補償金を受け取ります。その金額は、ドイツの滞在期間の長さに応じて決められます。

4. どこに問い合わせればいいですか？

補償給付及び年金の承認は各州の援護庁の管轄となります。州ごとに記載した援護当局のリストが別紙にあります。こうした援護当局だけでなく、警察署、病院、社会福祉事務局でも問い合わせができます。

いかなる場合も申請をする必要があります。また、申請は被害後できるだけすみやかに行ってください。あなたがいつ申請を行ったかによって、支払い開始時期が異なってくる場合があります（連邦援護法第 60 条、第 61 条を参照）。

5. 資料

犯罪被害補償法

犯罪被害補償法

（OPFERENTSCHÄDIGUNGSGESETZ – OEG）

1985年1月7日公示版（BGBl. I S. 1）、最新改訂は2004年7月30日、同法第10条第11号（BGBl. I S. 1950ff）

第1条

扶助請求

（1）本法の適用範囲内又はドイツの船舶や飛行機上で、本人又は他人に対する故意の違法行為による暴力的な攻撃の結果、又はこれに対する正当防衛によって健康上の被害を受けた者は、健康上及び経済的な結果を理由とし、申請に基づいて連邦援護法の規定の当該適用に係る扶助を受け取る。

本規定の適用は、加害者が正当性の前提の誤った仮定に基づき行動した場合でも、それにより除外されることはない。

（2）以下の行為は、第1項の意味における暴力的な攻撃と同等とする。

1. 故意に毒を盛る
2. 公共の利益を害する手段によって行われた犯罪によって、他人の身体及び生命に対して少なくとも過失により危険を引き起こす

（3）連邦援護法第1条第2項e及びfの前提条件のもとで事故により引き起こされた被害は、第1項の意味における被害と同等とする。同項eは、即座に告発が行われた場合に被害者が遭った事故についても該当する。

（4）外国人は以下のいずれかの場合に扶助請求権を有する。

1. EU加盟国の国籍を有している
2. ドイツ人と同様の補償を必要とするEUの法規定が本人に適用できる

3. 相互性が保証されている

（５）連邦領域内に合法的に単に一時的にではなく滞在し、その期間が６ヶ月以内である外国人は、以下の条件に従って扶助を受け取る。

1. ３年以上連邦領域内に継続的に滞在している外国人は、ドイツ人と同様の給付を受ける
2. 連邦領域内に合法的に継続的に滞在している期間が３年未満である外国人は、所得と無関係の給付のみを受け取る。

法的及び実理的な理由で、又は重大な公共の利益にかかわる理由で退去が停止されている場合も、本法の意味における合法的な滞在とされる。1990年８月３１日の統一条約の別紙第VIII章専門分野K第III節第18号（BGBl. 1990 II S. 885, 1069）に記載された措置は、当該条約の加盟国において被害を受けた外国人に相応に適用されるが、ただし、本人の居住地、本人の通常の滞在地、又は永続的な滞在地が加盟前にすでに本法が適用されていた地域内である場合はこの限りではない。

（６）連邦領域内における合法的な滞在が６ヶ月以内の一時滞在である外国人被害者も、以下の場合には第５項第２号に記載された外国人と同様の扶助を受け取る。

1. 本人が第４項又は５項に示した者に該当するドイツ人又は外国人と結婚しているか、又は直系の血縁関係にある場合
2. 本人が1983年11月24日の暴力犯罪被害者の補償に関する欧州合意締結国の国籍を有し、この国が当協定の留保を表明していない場合

（７）第５項及び第６項に基づいて請求権のある外国人が、

1. 追放又は退去させられるか、又は
2. 連邦領域を去り、滞在許可が失効しているか、又は
3. 出国し、６ヶ月以内に許可を得て再入国していない場合、

連邦領域内における合法的な継続的滞在の各開始年について、基礎年金月額額の３倍、ただし合計で10倍以上、30倍以下の補償を受け取る。これは、滞在法第53条、第54条又は第55条第2項第1号から第4号に記載された理由に基づいて本人が追放される場合には適用されない。第1文に従った補償請求の発生、又は第2文に従った追放をもって、第5項及び第6項に基づくこれ以外のあらゆる請求権は失効する。相応のことが、障害が年金受給権のある稼働能力低下の程度に至らなかった外国人に適用される。連邦領域内において、1951年7月28日の難民の法的地位に関する協約（BGBl. 1953 II S. 559）に基づいた、又

は 1954 年 9 月 28 日の無国籍者の法的地位に関する合意（BGBl. 1976 II S. 473）に基づいた法的地位を有する無国籍外国人並びにその他の外国人についても、犯罪が 1993 年 7 月 27 日より後に発生した場合は、第 1 文及び第 3 文が適用される。第 1 文から第 4 文は、本法の適用範囲内に滞在していない遺族にも相応に適用される。

（8）被害者の遺族は、申請に基づいて連邦援護法の規定の当該適用に係る扶助を受け取る。第 5 項から第 7 項に記載された条件、並びに第 10 条第 3 文が適用される。より有利である限りにおいて、第 7 項に基づく補償の査定の際、遺族の滞在が考慮されるものとする。

（9）連邦援護法第 10 条第 4 項又は第 5 項との関連において第 1 項又は第 8 項に基づく権利者又は受給者、又は介護者、又は付添人が、連邦援護法第 8a 条の前提条件のもとで被害の必要不可欠な付き添いの際に事故により受けた被害は、第 1 項の意味における被害と同等とする。

（10）身に着けている補助手段、眼鏡、コンタクトレンズ、又は義歯の破損は、第 1 項の意味における健康上の被害と同等とする。

（11）加害者が原動機付き車両又はトレーラーの使用によって引き起こした暴力的な攻撃に基づく被害には、本法は適用されない。

（12）連邦援護法第 64e 条は適用されない。連邦援護法第 1 条第 3 項、第 64 条から第 64d 条、第 64f 条、並びに第 89 条は、州が費用負担を行う限りにおいて（第 4 条）連邦労働社会省の同意の代わりに戦争被害者扶助を管轄する州上級官庁の同意を得るという条件で適用される。これに関して、ドイツ国籍者に対して有効な規定は、本法に記載される外国人にも適用される。

（13）連邦援護法第 20 条は、前年数との比較において本法に基づいて年金受給権のある被害者及び遺族の数が第 1 項第 3 文に記載された数に優先し、第 1 項第 4 文において構成員あたりの連邦全体の支出が年金受給者あたりのそこに記載された健康保険の支出に優先し、第 2 項第 1 文が戦争被害者扶助を管轄する州上級官庁、又は同官庁が指定する事務局に該当し、第 3 項において 1,3 の数が第 1 文に記載された数に優先し、第 2 文から第 4 文が該当しないという条件で適用される。

（14）治療処置に必要であれば、治療教育的処置、治療体操、及び運動療法も治療処置の範囲内に認められる。

第2条

却下理由

（1）障害の原因が被害者にある場合、又はそれ以外で、理由が請求者自身の行為にあるために補償を認めるのが不当である場合、給付は却下されるものとする。

給付は、被害者又は申請者が以下のいずれかである場合にも却下されるものとする：

1. 自身の本国において政治的な紛争に積極的に関与しているか、又は過去に関与しており、障害がこれに起因する場合
2. 自身の本国において軍事的な紛争に積極的に関与しているか、又は過去に関与しており、障害がこれに関連しているという根拠がある場合。ただし、そうでないことを本人が立証できる場合はこの限りではない
3. 組織的な犯罪に巻き込まれているか、又は過去に巻き込まれていた場合、又は暴力犯罪を犯す組織に属しているか、または過去に属していた場合。ただし、障害がこれに関連していないことを本人が立証できる場合はこの限りではない

（2）被害者が可能な限り事件の解明及び加害者の訴追に協力することを怠った場合、特に、刑事訴追の管轄当局に即座に届け出ることを怠った場合、給付は却下されることもある。

第3条

同時請求

（1）本法に基づく請求が、連邦援護法の第1条の意味における障害に基づく請求、又は連邦援護法の当該適用を定めたこの他の法律に従った請求と同時に発生した場合、障害によって引き起こされた稼得能力の低下全体を考慮の上、一つにまとめた年金を定めるものとする。

（2）障害を理由として、連邦援護法に基づいて、又は連邦援護法の当該適用を定めた法律に基づいて請求が行われる場合、本法に基づく請求は認められない。

（3）本法に基づく扶助請求が過失の職務上の義務違反に基づく損害賠償請求と同時に発生

した場合、当該請求は民法第 839 条第 1 項に従い、第 1 条の前提条件があるがために除外されることはない。

（4）本法に基づく障害については、社会法典第 7 卷第 4 条第 1 項第 2 号は該当しない。

第 4 条 費用負担者

（1）障害が生じた州が扶助承認の義務を負う。これに関する確認が不可能である場合は、犯罪発生時に被害者の居住地又は通常の滞在地があった州が費用負担者となる。本法の適用範囲内に被害者の居住地又は通常の滞在地がない場合、又は障害が本法の適用範囲外においてドイツの船舶又は飛行機上で生じた場合は、国が費用負担者となる。

（2）国は、本法に基づく現金給付によって州に発生する費用の 40%を負担する。弁済のため、又は現物給付の代わりに支払われる金額は、現金給付に含まれない。

（3）第 3 条第 1 項の場合において、その他の障害の追加により生じた費用は、それ以外の障害について扶助を所轄する給付者が負担するものとする。

第 5 条 法的な損害賠償請求の移行

（1）州が費用負担者である場合（第 4 条）、第三者に対する法的な損害賠償請求が、本法に基づいて給付承認義務を負った州に移行されるという条件で連邦援護法第 81a 条が適用される。

（2）会計年度内に徴収された額は、翌年 3 月 31 日までにその 7.5%を州が毎年国に支払う。

第 6 条 管轄及び手続き

（1）本法に基づく扶助については、連邦援護法の実施を管轄する当局がその義務を負う。国が費用負担者である場合、管轄は以下のとおりとなる：

1. 被害者の居住地又は通常の滞在地がいずれかの州にある場合、当該州の当局が管轄となる
2. 被害者の居住地又は通常の滞在地が本法の適用範囲外にある場合、居住地又は滞在地における戦争被害者の扶助を行う州の当局が管轄となる

ドイツの船舶又は飛行機上で障害が発生した場合は、第 2 文から逸脱し、当該船舶が登録された州、又は当該飛行機の所有者の所在地又は居住地がある州の当局が管轄となる。

（2）地域の管轄当局は、州政府が法規定によって定める。

（3）第 3 条から第 5 条、並びに予審手続きに関する社会裁判所法の規定を除いて、戦争被害者扶助の行政手続きに関する法律が適用されるものとする。

（4）連邦援護法第 25 条から第 27h 条に基づく戦争被害者扶助の給付に相応する給付の承認内に扶助がある限りにおいて、第 3 文は有効とならない。

第 7 条

訴訟手段

（1）本法の要件における公的かつ法的紛争については、第 2 項の場合を除いて、社会裁判権の裁判に応じた訴訟手段が取られる。戦争被害者扶助について社会裁判所法に特別の規定が含まれていない限り、第 1 文に基づいた紛争にもこれが適用される。

（2）連邦援護法第 25 条から第 27h 条に基づく戦争被害者扶助の給付に相応する給付の承認内に扶助がある限りにおいて、行政法上の訴訟手段が取られる

第 8 条

帝国保険法の修正

・記載なし・

当時帝国保険法に挿入された規定は、現在社会法典 VII 第 13 条に記載されている。

第 9 条
強制保険法の修正

強制保険法第 12 条（抜粋）:

「第 12 条

（1）本法の適用範囲内において原動機付き車両又はトレーラーの使用によって、人的損害又は物的損害が引き起こされた場合、当該車両の保有者、所有者、又は運転者に対してこの損害ゆえに損害賠償請求権のある者は、以下のいずれかの場合、この損害賠償請求を「原動機付き車両事故に基づく損害のための補償基金」（補償基金）に対しても主張することができる。

1. 損害が引き起こされる原因となった使用車両を突き止めることができない場合
2. 法律に基づいて必要とされる、当該車両の保有者、所有者、又は運転者の責任保険がない場合
3. 賠償義務者が、賠償権利者に対して責任のある事実を故意及び違法に引き起こしているため、確認された車両又は未確認の車両の使用によって引き起こされた損害について、責任保険で補償されないか又は補償されないであろう場合

第 10 条
移行規則

本法は、本法の施行後に犯された犯罪に基づく請求に適用される。さらに、1949 年 5 月 23 日から 1976 年 5 月 15 日までの期間に起こった犯罪に基づく請求については、第 10a 条および第 10c 条に準拠して第 1 条から第 7 条が適用される。第 1 条第 5 項及び第 6 項の場合、本法は 1990 年 6 月 30 日より後に起こった犯罪にのみ適用される。1990 年 7 月 1 日より前に起こった犯罪については、第 1 条第 7 項を考慮の上、第 10a 条が相応に適用される。

第 10a 条
補償規定

（1）1949 年 5 月 23 日から 1976 年 5 月 15 日までの期間に被害に遭った者は、本人が以下のとおりである場合、申請に基づいて扶助を受け取る：

1. 当該傷害結果だけのために、重い障害を負っており、並びに
2. 援助を必要としており、並びに

3. 本法の適用範囲内に本人の居住地又は通常の滞在地がある

連邦援護法の第 31 条第 4 項第 2 文前半部が有効である。

（2）算定規定（連邦援護法第 33 条第 6 項）に基づいて計算される給付の権利が認められない金額に、そのつどの基礎年金、重傷手当、並びに介護手当の額を含めた額を、連邦援護法第 33 条の意味における請求者の所得が超えない場合、請求者には援助が必要となる。

（3）所得の影響を受ける扶助給付の権利が認められない金額を所得が超える場合、扶助額は、基礎年金、重傷手当、並びに介護手当の順に、超えた額を減額されるものとする。超過額算定の際、その他の収入よりも現在の稼得能力に基づく収入を考慮するものとする。連邦援護法第 33 条第 4 項、第 33a 条第 2 項、第 33b 条第 6 項は有効ではない。

（4）被害者の遺族は、本人に援助が必要であり、本法の適用範囲内に本人の居住地又は永続的な滞在地がある場合、申請に基づいて連邦援護法第 38 条から第 52 条の当該適用に係る扶助を受け取る。第 2 項及び第 3 項は相応に有効である。被害者の死亡時期にかかわらず、寡婦扶助については、申請の時点で有効な版における連邦援護法第 48 条第 1 項第 1 文及び第 2 文の請求条件に準拠する。

（5）扶助には、職業損害調整金及び損害調整金を除いて、連邦援護法に定められたすべての給付が含まれる。

第 10b 条

補償調整金

第 1 条第 5 項及び第 6 項の適用に基づいた個々の場合において特別な補償が生じる限りにおいて、連邦労働社会省と協議の上、州の上級官庁の同意があれば一度きりの給付として、稼得能力の 70%低下に応じて基礎年金月額額の 20 倍を上限とし、遺族の場合は寡婦の遺族基礎年金の 10 倍を上限とし、補償調整金が認められる。これは、障害によって被害者が重い被害を負っている場合にのみ適用される。

第 10c 条

移行規定

本法の修正に基づいて生じた新たな請求については、申請に基づいてのみ確認される。修正法の告知後 1 年以内に申請がなされた場合、試行時点で、ただし早くとも前提条件が満たされた月に支払いが開始される。

第 10d 条
移行規則

（1）1998 年 1 月 1 日より前に調達された給付について、1998 年 1 月 1 日にまだ支払われていない費用の弁済は、そのときまでに有効な弁済規定に基づいて控除される。

（2）1998 年については、扶助総額は以下のように算出される：1995 年から 1997 年までにおいて、本法に基づく健康保険に対する州の弁済総額に基づき、連邦援護法の 1995 年 3 月 31 日まで有効の版における第 11 条第 4 項及び第 12 条第 5 項に基づく介護が必要である場合の給付についての弁済を差し引き、また、連邦援護法の 1993 年 12 月 31 日まで有効の版における第 18 条第 4 項に基づく弁済を差し引いて、年間平均が算出される。

第 11 条
（施行）

連邦援護法

戦争被害者の扶助に関する法律からの抜粋

1982年1月22日公示版（BGBl. I S. 21）最新改訂は2000年12月20日、稼働能力低下を理由とした年金改革について同法第17条（BGBl. I S. 1827）。上述のユーロの額は、2002年6月24日の第11次KOV調整指令（BGBl. I S. 2229）の相場、及び2000年12月21日の第4次ユーロ導入法第55条（BGBl. I S. 1983）の決定に対応する。

扶助の範囲

第9条

扶助には以下が含まれる。

1. 治療処置、身体障害者体操、疾病処置（第10条から第24a条）
2. 戦争被害者扶助の給付（第25条から第27i条）
3. 被害者年金（第29条から第34条）及び介護手当（第35条）
4. 埋葬料（第36条）及び葬祭費（第37条）
5. 遺族年金（第38条から第52条）
6. 遺族死亡の際の埋葬料（第53条）

治療処置

第11条

（1）治療処置には以下が含まれる。

1. 通院による医療処置及び歯科処置
2. 医薬品及び包帯の支給
3. 治療体操、運動療法、言語療法、損傷治療、並びに眼鏡及びコンタクトレンズを含む治療手段の提供
4. 義歯の提供
5. 病院における入院処置（病院処置）
6. リハビリテーション施設における入院処置
7. 家庭内看護
8. 治療手段の提供

9. 負担確認及び作業療法
10. 非医療的な社会小児医学上の給付
11. 医療的及び精神治療的処置としての精神療法及び社会療法

本法が他に規定しない限り、健康保険（第 18c 条第 2 項第 1 文）が組合員に義務付けている給付に関する規則が、第 1 文に基づいた給付について相応に適用される。

扶助疾病給付金

第 16 条

（1）以下の規則の条件に準拠して扶助疾病給付金が付与される。

- a) 被害者が、障害結果として認定されている健康障害ゆえに、又は認定されている障害結果によって引き起こされた健康障害ゆえに法定健康保険の規則の意味における労働不能となった場合。重篤であるという意味においてのみ障害結果として認定されている健康障害については、健康障害全体がその代わりとなるが、ただし障害結果として認定される健康障害が、労働不能に影響がない場合はこの限りではない。
- b) 被害者が、その他の健康障害ゆえに労働不能となり、この健康障害ゆえに治療処置又は疾病処置が付与される場合（第 10 条第 2 項、第 5 項 a 及び第 7 項）。
- c) 寡婦（第 38 条、第 42 条から第 44 条及び第 48 条）、遺児（第 45 条及び第 48 条）及び扶助受給権利のある両親（第 49 条から第 51 条）が労働不能となり、疾病処置が認められる場合（第 10 条第 4 項 c 及び第 7 項）。

（2）以下のような権利者も、第 16 条から第 16f 条の意味における労働不能と見なされる。

- a) 治療処置又は疾病処置の入院による措置の実施、又は湯治の実施ゆえに、終日にわたる就業が可能でない者
- b) 労働不能でないが、治療手段の調整及び修理を除き、治療処置又は疾病処置のその他の措置ゆえに終日にわたる就業が可能でない者

戦争被害者扶助

第 25 条

（1）被害者及び遺族は、本法に基づくその他の給付を補うために、個々の場合において特別援助として戦争被害者扶助の給付を受け取る（社会法典第 1 巻 24 条第 1 項第 2 号）。

（２）戦争被害者扶助の主旨は、障害の結果、又は配偶者、ないしは親、子供、孫を亡くした結果を相応に調整または緩和するために、一生涯にわたって被害者及びその家族構成員、並びに遺族の面倒を見ることである。

第 25a 条

（１）被害者が傷害結果により、及び遺族が配偶者、ないしは親、子供、孫を亡くした結果により、本法に基づくその他の給付及びその他の所得及び財産によって、後述の規則に基づいて認められる必要を補うことができない限りにおいて、戦争被害者扶助の給付が認められる。

第 25b 条

（１）戦争被害者扶助の給付は以下のとおりである。

1. 労働生活への参加のための援助、及び補足給付（第 26 条及び第 26a 条）
2. 疾病援助（第 26b 条）
3. 介護援助（第 26c 条）
4. 家事継続援助（第 26d 条）
5. 老齢援助（第 26e 条）
6. 教育助成金（第 27 条）
7. 生活費補足援助（第 27a 条）
8. 休養援助（第 27b 条）
9. 住宅援助（第 27c 条）
10. 特別な生活状態における援助（第 27d 条）

公共施設、療養施設、又はこれと同種の施設、又は一部入院による看護を行うための施設における援助が認められる場合、当該援助には当該施設における生活費も、加えて必要な一度きりの給付込みで含まれる。社会法典第 11 巻に基づいた当該給付が提供されるがためだけに介護援助が認められない場合は、第 2 文も適用される。

（２）戦争被害者扶助の給付は、人的援助、現物給付、現金給付である。

（３）とりわけ戦争被害者扶助の問題における相談、並びにその他の社会福祉業務における情報提供は、これらがこれ以外の場所又は人物から得ることができない限りにおいて、人的援助に含まれる。

（４）現金給付は、一度きりの助成金、又は継続的な助成金として、又は貸付金として認められる。貸付金は、この種の援助が給付目的の達成に十分であるか、又は目的にかなっている場合に付与されることがある。現物支給は、この種の援助が個々の場合において目的にかなっている場合、現金給付の代わりに認められることがある。

（５）戦争被害者扶助の給付の種類、規模、期間は、個々の場合の特殊性、特に援助を求める者、必要な種類、地域的な状況に合わせる。この際、障害の種類及び重度、健康状態、年齢、並びに障害発生前、又は障害結果の影響前、又は配偶者、ないしは親、子供、孫を亡くす前の社会的地位がとりわけ考慮される。援助を求める者の、援助の具体化に向けた希望は、妥当であり、正当化できない超過出費が必要とされるものでない限りかなえられる。

第 26 条

（１）被害者は、社会法典第 9 巻第 33 条から第 38 条に基づく労働生活、並びに第 9 巻第 40 条に基づく障害者向けの作業場の就労体験及び職業教育領域における労働生活への参加のための給付を受け取る。

（２）職業リハビリテーション施設内で被害者が就職する場合、そこで発生する費用については戦争被害者扶助の負担者が現物給付として負担する。

（３）自力生活の開始と維持のための援助も労働生活への参加のための給付に含まれる。このための現金給付は、通常、貸付金として認められるものとする。

（４）障害者向けとして認定された作業場の就労体験及び職業教育領域における給付を含む、労働生活への参加のための給付には、以下が補足される。

1. 第 26a 条に準拠した一時金及び生活費助成金
2. 公的かつ法的な職業別保険調整および扶助調整のための保険料、及び生命保険契約から一時金の受給期間における法定年金保険のために支払われる保険料までの額に基づい

た公的又は民間保険会社に対する保険料について、また、法定年金保険の任意の保険料について、一時金の受給期間における法定年金保険の保険料の支払い、並びに年金保険義務のない被害者の老齢保障のための費用の弁済

3. 社会法典第 9 卷第 54 条に基づく家事援助
4. 障害の種類と重度を考慮の上、リハビリテーションの目的を達成するため、又は保障するために必要なその他の援助
5. 社会法典第 9 卷第 53 条に基づく旅費

（5）第 1 項又は第 4 項第 4 号に従って、職場又は労働生活への参加のための給付の場所に到達するための援助、とりわけ原動機付き車両の入手と維持のための援助が考慮される限りにおいて、第 27f 条に基づく法規定の枠内でこれらの給付を調整するために、第 25e 条第 1 項及び第 2 項並びに第 27d 条第 5 項に逸脱し、所得の使用を定める可能性、及び財産の使用及び利用を全部又は一部を見合わせることもある。その他の点では、労働生活への参加のための給付の際、及びそれにより補足される、第 4 項第 4 号に基づいたその他の援助を除いた給付の際に、所得及び財産は考慮されないものとする。第 26a 条は影響を受けないものとする。

（6）適切な社会的地位の維持のために就業を望む寡婦及び寡夫は、根拠のある場合、第 4 項第 4 号を除く第 1 項から第 5 項までの意味に即した適用における援助が認められる。

第 26a 条

（1）一時金の請求並びに算定額は、社会法典第 9 卷第 6 章に基づいて定める。その他の点では、第 16a 条、第 16b 条及び第 16f 条が相応に一時金の算定に適用される。

（2）被害者が第 16b 条の意味における収入を得、労働生活への参加のための給付開始直前に、扶助疾病給付金、疾病給付金、傷害給付金、又は一時金を受け取っていない場合、第 16b 条第 2 項から第 4 項及び第 6 項が相応に一時金の算定に適用される。兵役による負傷又は兵役代替勤務による負傷に基づく扶助を受け取っている被害者の場合、軍人として兵役終了前に受け取る収入（現金収入及び現物収入）また、兵役給与を受け取った軍人及び兵役代替勤務者については、軍人及び兵役代替勤務者として兵役又は兵役代替勤務終了前に受け取る収入（現金収入及び現物収入）の 8 分の 10 が、以下のいずれかの場合、調整報酬の算定の基礎となる。

- a) 被害者が兵役又は兵役代替勤務の開始前に労働収入を得ていない
- b) 社会法典第 9 巻第 46 条第 1 項第 1 文又は第 47 条第 1 項に基づいて、又は第 2 項第 1 文に基づいて考慮される報酬がより少ない

(3) 労働生活への参加のための給付開始以前に就業していなかった被害者は、一時金の代わりに生活費助成金を受け取る。これは第 2 項第 2 文の意味における被害者には適用されない。生活費助成金の査定については、教育助成金の承認の際、生活費のための給付に関する規則が相応に適用されるものとする。第 25d 条第 2 項は、成年の被害者には適用されない。生活費助成金は、兵役給与グループ 1 に属する旧兵役義務者が受け取っている一時金の額までしか認められない。リハビリテーション施設内で被害者が就職する場合、継続的な不可避の義務に基づいたこの他の追加の需要と費用の支払いのために適切な金額が生活費助成金の算定の基礎となる。

(4) 第 26 条に基づく給付の他に、戦争被害者扶助のこの他の援助が考慮される場合は、一時金及び生活費助成金が所得と見なされる。

第 30 条

(1) 稼得能力の低下は一般の就業生活における身体的及び精神的損害に基づき判断される。その際、心的な随伴症状及び痛みが考慮されなければならない。傷害結果として認定された健康障害によって、収入を目的とした普通の労働能力、及び経済生活におけるその利用がどの程度損なわれたかが判断の基準となる。一時的な健康障害は考慮されない。6 ヶ月までの期間を一時的とする。青少年の被害者（第 34 条）の場合、稼得能力の低下は、同じ健康障害を負う成人の等級に基づいて査定する。著しい外的身体障害については、最低百分率を定めることもある。

第 31 条

(1) 被害者は稼得能力低下の程度に応じて以下のとおり基礎年金月額を受け取る。

30%	118 ユーロ
40%	161 ユーロ
50%	218 ユーロ
60%	275 ユーロ

70%	381 ユーロ
80%	461 ユーロ
90%	553 ユーロ
就業不可能	621 ユーロ

満 65 歳となった重度の障害者については、稼得能力低下の程度に応じて基礎年金が以下のとおり増額される。

50 及び 60%	24 ユーロ
70 及び 80%	30 ユーロ
90%及び就業不可能	37 ユーロ

（2）上述の百分率は平均率である。5%より少ない稼得能力の低下は、これと一緒に含まれる。

（5）認定された障害結果により並はずれた健康上の打撃を受けた就業不可能な障害者は、以下の段階ごとに認められる重傷手当月額を受け取る。

第 I 段階	71 ユーロ
第 II 段階	147 ユーロ
第 III 段階	221 ユーロ
第 IV 段階	294 ユーロ
第 V 段階	367 ユーロ
第 VI 段階	442 ユーロ

第 32 条

（1）重度の障害者は、健康状態又は高齡の結果、又は本人の責任でないこの他の理由によって、本人に無理のない職業に従事できないか、又は限られた範囲でしか従事できないか、又は標準以上の努力がないと従事できない場合、調整年金を受け取る。

（2）満額の調整年金は、稼得能力低下の程度に応じて以下のとおりの月額となる。

50 及び 60%	381 ユーロ
70 及び 80%	461 ユーロ
90%	553 ユーロ

就業不可能

621 ユーロ

第 33 条

（1）満額の調整年金は、算入される所得のために減額されることがある。（以下略）

介護手当

第 35 条

（1）被害者が障害結果により、日々の生活において規則的にくり返される日常的な作業について、かなりの範囲で他者の援助が永続的に必要であるほど体が不自由である場合、262 ユーロ（第Ⅰ段階）の介護手当月額が支払われる。永続的に病床にあるか、又は永続的に並はずれた介護が必要であるほど健康障害が重い場合、必要な介護の範囲を考慮の上、その事例の状態に応じて、介護手当が 448、635、816、1060、1304 ユーロ（それぞれ第Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ 段階）に増額されるものとする。盲人は第Ⅲ 段階以上の介護手当を受け取る。稼得能力のない脳障害者は第Ⅰ段階以上の介護手当を受け取る。

（2）第 1 項第 1 文の意味における他者の援助が、労働契約に基づいて第三者により果たされ、及びそのためにかかる適切な費用が第 1 項に基づく介護手当の総額を超える場合、介護手当は超過分だけ増額される。被害者が家族的共同生活において自身の配偶者又は片親とともに生活している場合、本人は自身にかかる適切な費用の 4 分の 1 のみ介護手当の総額から支払い、介護手当の総額の半分以上が手元に残るように、介護手当が増額されるものとする。例外的な場合においては、第Ⅴ段階以上の介護手当受給者の配偶者又は片親が、第三者とは別に並はずれた範囲で追加的な援助を行っている場合、残りの取り分が介護手当総額の満額まで増額されることもある。

配偶者又は片親が一時的にのみ被害者を介護できない場合、第 2 文に加えてそのつど最高 6 週間、介護手当の総額が、一時的に介護者がいなくなる前と同額で被害者の手元に残るように増額されるものとする。配偶者又は片親が単に一時的にではなく介護を行えない場合、第 2 文及び第 3 文は有効とならない。第 40a 条第 3 項第 2 文が有効となる。

埋葬料

第 36 条

- (1) 年金受給資格のある被害者が死亡した際は、埋葬料が支払われる。(以下略)
- (3) 年金受給資格のない被害者が障害の結果死亡した場合は、埋葬費用が生じる限りにおいて、1498 ユーロ以下の埋葬料が支払われる。
- (4) その他の法的規則に基づいて同じ目的のために支給される給付は、埋葬料に算入されるものとする。

葬祭費

第 37 条

- (1) 被害者が死亡した際は、第 30 条から第 33 条、第 34 条、第 35 条に基づいて死亡月に本人に権利のある扶助受給額の 3 倍の葬祭費が支払われるものとするが、介護手当については最高で第 II 段階に基づくものとする。(以下略)

遺族年金

第 38 条

- (1) 被害者が傷害の結果死亡した場合、寡婦、遺児、及び直系の親戚は、遺族年金の請求権を有する。

被害者が病気で死亡し、この病気が傷害の結果であることが法的拘束力をもって認定され、この病気について本人が死亡の時点で年金を認められている場合、死亡は常に傷害の結果と見なされる。

寡婦年金

第 40 条

寡婦は月額 372 ユーロの基礎年金を受け取る。

第 41 条

（１）以下のいずれかに該当する寡婦は調整年金を受け取る。

- a) 病気又はその他の障害により、単に一時的ではなく、少なくとも半分以上の稼得能力が失われてしまっている
- b) 満 45 歳になっている
- c) 第 33b 条第 2 項の意味における死亡者の子供を 1 人以上、又は本法に基づいて又は本法が適用可能であると名言している法律に基づいて遺児年金が支払われているか、又は年齢制限に達するまでの間、又は結婚するまでの間、これらの法に基づいて又は従来の扶助法上の規則に基づいて遺児年金が支払われていた自身の子供の世話をしている

寡婦がこの他のやむを得ない理由により職業に従事することが不可能である場合も、調整年金が認められることがある。第 1 文 a の場合、第 29 条が相応に有効となる。

（２）寡婦の調整年金の満額は、月額 408 ユーロである。

第 43* 条

寡夫は寡婦と同じ扶助を受け取る。

遺児年金

第 46 条

基礎年金の月額は以下のとおりである。

片親のいない遺児	105 ユーロ
両親のいない遺児	196 ユーロ

第 47 条

（１）調整年金の月額は以下のとおりである。

片親のいない遺児	184 ユーロ
両親のいない遺児	256 ユーロ

* これは、被害者が 1985 年 12 月 31 日より後に死亡した場合に有効となる。

（2）第1項第2文b及び第4項を除き、第33条が相応に有効となる。

両親年金

第49条

（1）被害者が傷害の結果死亡した場合、両親は両親年金を受け取るが、ただし早くとも被害者が満18歳になる月からとする。

（2）以下は両親と同等とされる。

1. 死亡者を障害前に養子に迎えた養父母
2. 死亡者を障害前に無償で扶養していた義父母及び里親
3. 死亡者が生活費を負担したか、負担したであろう祖父母

扶助開始

第60条

（1）被害者扶助は前提条件が満たされた月、早ければ申請月から開始される。障害発生後1年以内に申請がなされた場合、申請前の期間も扶助が行われる。（以下略）

第61条

遺族扶助については、以下のような条件付きで第60条が相応に適用される。

- a) 死亡後1年が経過する前に最初の申請がなされた場合、早ければ死亡月の翌月に扶助が開始される。（以下略）

扶助請求の停止

第62条

（1）二つの請求が同一の原因に基づいている場合、扶助受給請求は以下の額で停止する。

1. 法定傷害保険に基づく受給額
2. 一般公務員法上の規定に基づく扶助と公務員法上の傷害手当に基づく扶助との差額

この他の給付負担者による年金者用児童手当を含めず、一般児童手当又は相応の給付とし

て支払われる額とともに、法定傷害保険に基づく負傷者年金の児童手当は顧慮せずにおく。

（２）二つの請求がともに同一の原因に基づいている場合、基礎年金（第 31 条）の請求は俸給の他に認められる公務員法上の傷害手当に基づく扶助の額で停止する。

（３）治療処置（第 10 条第 1 項）の請求及び衣類消耗の補償（第 15 条）としての一定額は、以下の場合には停止する。

1. 法定傷害保険に基づく当該給付請求、又は傷害手当に関する公務員法上の規定に基づく当該給付請求が同じ原因に基づいている場合
2. 請求が、連邦国境警備隊の隊員及び軍人に対する治療扶助に関する規則に基づく当該給付（連邦給与法第 69 条第 2 項、第 70 条第 2 項及び兵隊給与法第 1 条第 1 項）及び州の警察刑務官に対する州法上の規則に基づく当該給付に対するものである場合

（４）停止は、その前提条件が生じた時点で有効となる。扶助給付の支払いは、停止が有効となった月の最後に停止または減額され、停止が終了した月の始めに開始または増額される。

旧東独州

旧東独州における犯罪被害者にも援助を適用

犯罪被害補償法は、1990年10月3日より旧東独州にも有効である。

旧東独州における特別事項

1. 傷害の時期

旧東独州においては暴力犯罪が1990年10月2日より後に起こっていることが前提となる。

暴力犯罪が1949年10月7日から1990年10月2日までの期間に発生している場合、以下の補償規定が定められる。

- ・ 被害者は以下の場合に扶助を受け取る。
 - ・ 当該傷害のみが原因で、重傷を負っており、並びに
 - ・ 援助を必要としており、並びに
 - ・ ドイツ連邦共和国内に本人の居住地又は通常の滞在地がある
- ・ 遺族は、援助が必要であり、ドイツ連邦共和国内に居住地又は通常の滞在地がある限りにおいて扶助を受け取る。

2. 申請

犯罪被害補償法に基づく扶助申請が1993年12月31日までになされた場合、被害者については暴力犯罪が発生した月に扶助請求が開始し、遺族については被害者が死亡した月に開始するが、ただし早くとも1991年1月1日からとする。

3. 給付額

扶助の年金給付額は、戦争被害者扶助と同様に、旧東独州と西側の州においてそれぞれ異なる賃金及び年金水準に応じて定められる。この給付は、賃金及び年金水準が均一化するに従って、西側の州における給付額に徐々に合わせるものとする。戦争被害者扶助及び医療援助は、相応の必要があれば、暴力被害者もこれを利用できる。

4. 外国人被害者

前述の原則は、旧東独州において暴力犯罪の被害者となった外国人被害者にも適用されるが、ただし本人の居住地又は永続的な滞在地がかつての連邦領域内にある場合はその限りではない。

扶助申請を行う場所は？

犯罪被害補償法に基づく扶助は、申請に基づいてのみ認められる。申請は援護庁で行うこと。援護庁では申請用紙を用意している。

管轄の援護庁では、個々の場合における特別な援助（戦争被害者扶助）について、どこで申請を行えばよいかに関する情報を提供している。

旧東独州における暴力犯罪被害者の扶助の現金給付一覧（2005年7月1日より有効）

受給者グループ	月額 (ユーロ)	受給者グループ	月額 (ユーロ)
盲人向け給付	124	介護手当	
		第Ⅰ段階	231
被害者向け基礎年金		第Ⅱ段階	395
30%	104	第Ⅲ段階	559
40%	142	第Ⅳ段階	719
50%	192	第Ⅴ段階	934
60%	242	第Ⅵ段階	1149
70%	336		
80%	406	寡婦（夫）向け基礎年金	328
90%	487		
100%	547	寡婦（夫）向け調整年金	363
基礎年金に対する老齢増額		片親遺児向け基礎年金	93
稼得能力低下率 50 及び 60%	21	両親遺児向け基礎年金	173
70 及び 80%	26		
90 及び 100%	33	片親遺児向け調整年金	162
		両親遺児向け調整年金	226
重傷手当			
第Ⅰ段階	63	親年金	
第Ⅱ段階	130	両親	444
第Ⅲ段階	195	片親	309
第Ⅳ段階	259		
第Ⅴ段階	323	連邦援護法第 51 条第 2 項に基	
第Ⅵ段階	389	づく増額	
		両親	81
被害者向け調整年金		片親	60
50、60%	336		
70、80%	406	連邦援護法第 51 条第 3 項に基	
90%	487	づく増額	
100%	547	両親	251
		片親	182
配偶者手当	60		
		埋葬料	
		全額	1320
		半額	662

条約

ドイツ連邦共和国とドイツ民主共和国の間の統一の樹立に関する条約

・統一条約・

抜粋

第 II 章

基本法

第 3 条

基本法の施行

条約加盟が有効となるのにもない、連邦官報第 III 部、分類番号 100-1 において公示された訂正版におけるドイツ連邦共和国の基本法、最新改訂 1983 年 12 月 21 日（BGBl. I S. 1481）は、ブランデンブルク、メクレンブルク=フォアポンメルン、ザクセン、ザクセン=アンハルト、チューリングェンの各州、並びにこれまで同法が有効でなかったベルリンの一部において、本法で別に定めない限り、第 4 条に基づいて生じる変更を含め施行される。

第 III 章

法の統一

第 8 条

連邦法の移行

条約加盟が有効となるのにもない、適用範囲をドイツ連邦共和国の特定の州又は地域に限定していない限り、及び本条約により、とりわけ別紙 I で別に定めない限り、第 3 条に記載された地域において連邦法が施行される。

別紙 I

第 VIII 章

専門分野 K

社会福祉補償法及びリハビリテーション

第 III 節

連邦法は、以下の条件付きで、本条約第 3 条に記載された地域において施行される。

1. 連邦援護法、1982 年 1 月 22 日公示版（BGBl. I S. 21）、最新改訂 1990 年 6 月 26 日、同法第 1 条（BGBl. I S. 1211）

以下の条件付き

a) 第 14 条、第 15 条、第 26c 条第 6 項、第 31 条第 1 項及び第 5 項、第 32 条第 2 項、第 33a 条第 1 項、第 35 条第 1 項、第 36 条第 1 項及び第 3 項、第 40 条、第 40b 条第 3 項、第 41 条第 2 項、第 46 条、第 47 条第 1 項、第 51 条第 1 項から第 3 項、第 53 条において、それぞれ有効な版において記載されたドイツマルクの額には、本条約第 3 条に記載された地域において利用できる標準年金（社会法典第 6 巻第 68 条第 3 項）と、本条約加盟前にすでに連邦援護法が有効となっている地域において利用できる標準年金とのそのつどの比率に基づいて得られる百分率を乗ずるものとする。この百分率は、第 33 条第 1 項 a に基づいた算定額、及び第 30 条第 5 項最終文に基づいて公示された比較所得、並びに第 64e 条第 7 項に記載された年金給付についても適用される。第 15 条第 2 文に記載された乗数には、同様に第 1 文に記載された百分率を乗ずるものとする。結果として生じる金額は端数のないドイツマルクに四捨五入する、つまり 0.49 ドイツマルクまでは切り捨て、0.50 ドイツマルクからは切り上げるものとする。これに逸脱するものとして、第 15 条第 2 文における乗数は小数第 3 位を四捨五入する。

連邦労働社会省は、基準となる百分率及び変更日をそのつど連邦官報にて公示する。

b) 第 16c 条は以下の条件付きで適用されるものとする。

aa) 扶助疾病給付金は、算定期間終了後、そのつど本条約第 3 条に記載された地域に

おける年金と同様の間隔及び百分率で、1991年12月31日まで第1項第1文前半部に基ついて増額される。

bb) 第2項において、「毎年」という言葉を「そのつど」に変更する。

c) 第19条第2項、第22条、第26条第3項第2号は以下の条件付きで適用されるものとする：ここに記載された年金法上の規定に代わって、本条約第3条に記載された地域において有効な当該規定を定める。

d) 第25c条は以下の条件付きで適用されるものとする。

aa) 現金給付は、第1項に基ついて、少なくとも連邦社会扶助法に基ついた額が認められるものとする。

bb) 所得及び財産は、第2項に基ついて、多くとも連邦社会扶助法に基ついた額に組み入れられるものとする。

e) 第26a条第6項前半部は、第16c条第1項第1文前半部について規定された条件に応じて適用されるものとする。

f) 第56条は、a第1文に準拠する比率が100%に達する時点から適用される。

g) 第65条に記載された、同じ原因に基づく請求以外であっても、扶助受給請求は停止される。これは、戦争被害者年金、介護手当、盲人手当、特別介護手当、並びに戦争被害に基ついてのみ年金保険の負担者が支払う金額に関する1990年6月28日の年金調整法（GBI. I Nr. 38 S. 495）に基づく、戦争被害者年金に由来する遺族年金に適用される。

h) 第85条は、本条約第3条に記載された地域において1945年5月8日以降に下された、因果関係を否認された決定には適用されない。

i) 本法に基ついて新たに行われる扶助請求は、申請に基ついて確認される。1993年12月31日までに申請がなされた場合、前提条件が満たされた月、早ければ1991年1月に扶助請求が開始される。

k) 被害者の年金が、医師の診察なしに、これまでに認定された稼得能力低下の程度に

基づいて決定される限りにおいて、後の年金の新決定は、1990年12月31日より後5年以内は、社会法典第10巻第48条の意味における本質的な修正には影響されない。

l) a から k に記載された条件は、1990年5月18日に居住地又は通常の滞在地が本条約第3条に記載された地域にあった被害者に適用される。第1文はドイツ人、及び外国扶助規定第1条に記載された国出身で、1990年5月18日より後に本条約第3条に記載された地域に居住地又は通常の滞在地があるドイツ国民構成員に相応に適用される。

m) 連邦援護法は、本条約第3条に記載された地域において、前述の条件付きで1991年1月1日より適用される。

2. 連邦官報第III部、分類番号833-2において公示された訂正版における戦争被害者扶助の行政官庁の設立に関する法律、改訂1972年7月24日、同法第3条(BGBl. I S. 1284)

以下の条件付き

a) 第1条第2項第1文における言葉「特別な」が削除される。

b) 第6条は適用されない。

c) 本条約第1条第1項に記載された各州は、協定に基づいて、管轄する州援護庁及び援護庁の業務の全部又は一部をその他の連邦州に引き受けさせることができる。

d) 本法は本条約第3条に記載された地域において前述の条件付きで1991年1月1日より適用される。

18. 犯罪被害補償法1985年1月7日公示版(BGBl. I S. 1) 最新改訂1993年7月21日、犯罪被害補償法の改定のための第2法(BGBl. I S. 1262)

以下の条件付き

a) 本条約第3条に記載された地域に居住地又は通常の滞在地がある、第1条第1項第1文に基づいた被害者、並びに犯罪被害補償法がすでに条約加盟前に有効であった地域

に被害後居住地又は通常の滞在地を移した、前述の地域出身の被害者については、第 1 号に挙げられた条件付きで、連邦援護法の規則が適用されるものとする。

b) 第 6 条は、本条約第 3 条に記載された地域において、第 2 号に挙げられた条件付きで適用されるものとする。

c) 第 10 条は、本条約第 3 条に記載された地域において 1990 年 10 月 2 日より後に発生した犯罪に基づく請求に適用される。さらに、第 1 条から第 7 条は、第 1 文に記載された地域において 1949 年 10 月 7 日から 1990 年 10 月 2 日までの期間に発生した犯罪に基づく請求について、第 10a 条に準拠して適用される。

d) 第 10a 条は、居住地又は通常の滞在地が本条約第 3 条に記載された地域にあるか、又は傷害を受けたときにそこにあった者について、当該傷害が 1949 年 10 月 7 日から 1990 年 10 月 2 日までの期間に前述の地域で発生している場合に適用される。

e) 本法に基づいて新たに行われる扶助請求は、申請に基づいて確認される。1993 年 12 月 31 日までに申請がなされた場合、前提条件が満たされた月、早ければ 1991 年 1 月に扶助請求が開始される。

f) 同一の原因に基づいており、1990 年 10 月 2 日より後の期間についての健康上の被害ゆえに認められたか、又は認められる、1988 年 12 月 14 日の損害賠償前払法（GBI. I Nr. 29 S. 345）に基づいた給付は、犯罪被害補償法に基づいた給付に算入される。

g) 被害者扶助法は、本条約第 3 条に記載された地域において前述の条件付きで 1990 年 10 月 3 日より適用される。

重要な住所

1. 援護庁

（中央官庁：州援護庁 - ブレーメン、ハンブルク、ザールラント州を除く -）

バーデン・ヴュルテンベルク州

Regierungspräsidium Stuttgart（シュツットガルト州統治本部）

Landesversorgungsamt Baden-Württemberg（バーデン・ヴュルテンベルク州援護庁）

Rosenbergstraße 122, 70193 Stuttgart

Landratsamt Böblingen - Versorgungsamt -（ベープリンゲン郡庁 - 援護庁 -）

Postfach 1640, 71006 Böblingen

Landratsamt Göppingen - Versorgungsamt -（ゲッピンゲン郡庁 - 援護庁 -）

Postfach 809, 73008 Göppingen

Landratsamt Heilbronn - Versorgungsamt -（ハイルブロン郡庁 - 援護庁 -）

74064 Heilbronn

Landratsamt Ludwigsburg - Versorgungsamt -（ルードヴィヒスブルク郡庁 - 援護庁 -）

71631 Ludwigsburg

Landratsamt Ostalbkreis - Versorgungsamt -（オスタルブ郡郡庁 - 援護庁 -）

Postfach 1704, 73407 Aalen

Landratsamt Esslingen - Versorgungsamt -（エスリンゲン郡庁 - 援護庁 -）

73726 Esslingen

Landratsamt Heidenheim - Versorgungsamt -（ハイデンハイム郡庁 - 援護庁 -）

Postfach 1580, 89595 Heidenheim

Landratsamt Hohenlohekreis - Versorgungsamt -（ホーエンローエ郡郡庁 - 援護庁 -）

Postfach 1362, 74643 Künzelsau

Landratsamt Main-Tauber-Kreis - Versorgungsamt - (マイン=タウバー郡郡庁 - 援護庁 -)
Postfach 1380, 97933 Tauberbischofsheim

Landratsamt Rems-Murr-Kreis - Versorgungsamt - (レムス=ムール郡郡庁 - 援護庁 -)
Postfach 1413, 71328 Waiblingen

Landratsamt Schwäbisch Hall - Versorgungsamt - (シュヴェービッシュ=ハル郡郡庁 - 援護庁 -)
Postfach 110453, 74507 Schwäbisch Hall

Landratsamt Calw - Versorgungsamt - (カルフ郡郡庁 - 援護庁 -)
Postfach 1263, 75363 Calw

Landratsamt Freudenstadt - Versorgungsamt - (フロイデンシュタット郡郡庁 - 援護庁 -)
Postfach 620, 72236 Freudenstadt

Landratsamt Neckar-Odenwald-Kreis - Versorgungsamt - (ネッカー=オーデンヴァルト郡郡
庁 - 援護庁 -)
Postfach 1464, 74819 Mosbach

Landratsamt Rhein-Neckar-Kreis - Versorgungsamt - (ライン=ネッカー郡郡庁 - 援護庁 -)
Postfach 104680, 69036 Heidelberg

Landratsamt Enzkreis - Versorgungsamt - (エンツ郡郡庁 - 援護庁 -)
Postfach 101080, 75110 Pforzheim

Landratsamt Karlsruhe - Versorgungsamt - (カールスルーエ郡郡庁 - 援護庁 -)
76126 Karlsruhe

Landratsamt Rastatt - Versorgungsamt - (ラシュタット郡郡庁 - 援護庁 -)
Postfach 1863, 76408 Rastatt

Landratsamt Breisgau-Hochschwarzwald - Versorgungsamt - (ホッホ=シュヴァルトツヴァルト郡庁 - 援護庁 -)
79081 Freiburg

Landratsamt Konstanz - Versorgungsamt - (コンスタンツ郡庁 - 援護庁 -)
Postfach 101238, 78412 Konstanz

Landratsamt Ortenaukreis - Versorgungsamt - (オルテナウ郡郡庁 - 援護庁 -)
Postfach 1960, 77609 Offenburg

Landratsamt Schwarzwald-Baar-Kreis - Versorgungsamt - (シュヴァルトツヴァルト=バール郡郡庁 - 援護庁 -)
Postfach 1720, 78007 Villingen-Schwenningen

Landratsamt Waldshut - Versorgungsamt - (ヴァルトシュット郡庁 - 援護庁 -)
Postfach 1642, 79744 Waldshut-Tiengen

Landratsamt Emmendingen - Versorgungsamt - (エメンディングェン郡庁 - 援護庁 -)
Postfach 1120, 79301 Emmendingen

Landratsamt Lörrach - Versorgungsamt - (レラッハ郡庁 - 援護庁 -)
Postfach 1120, 79508 Lörrach

Landratsamt Rottweil - Versorgungsamt - (ロットヴァイル郡庁 - 援護庁 -)
Postfach 1462, 78614 Rottweil

Landratsamt Tuttlingen - Versorgungsamt - (トウットリンゲン郡庁 - 援護庁 -)
Postfach 4453, 78509 Tuttlingen

Landratsamt Alb-Donau-Kreis - Versorgungsamt - (アルプ=ドナウ郡郡庁 - 援護庁 -)
Postfach 2820, 89018 Ulm

Landratsamt Bodenseekreis - Versorgungsamt - (ボーデンゼー郡郡庁 - 援護庁 -)

88041 Friedrichshafen

Landratsamt Reutlingen - Versorgungsamt - (ロイトリンゲン郡庁 - 援護庁 -)

Postfach 2143, 72711 Reutlingen

Landratsamt Tübingen - Versorgungsamt - (テュービンゲン郡庁 - 援護庁 -)

Postfach 1929, 72009 Tübingen

Landratsamt Biberach - Versorgungsamt - (ビーベラッハ郡庁 - 援護庁 -)

Postfach 1837, 88388 Biberach

Landratsamt Ravensburg - Versorgungsamt - (ラーフェンスブルク郡庁 - 援護庁 -)

Postfach 1940, 88189 Ravensburg

Landratsamt Sigmaringen - Versorgungsamt - (ジグマリンゲン郡庁 - 援護庁 -)

Postfach 1462, 72482 Sigmaringen

Landratsamt Zollernalbkreis - Versorgungsamt - (ツォレルンアルブ郡郡庁 - 援護庁 -)

72336 Balingen

バイエルン州

Bayerisches Landesamt für Versorgung und Familienförderung (バイエルン州扶助・家族助成庁)

Wegelstraße 2, 95447 Bayreuth

Amt für Versorgung und Familienförderung Augsburg (アウグスブルク扶助・家族助成庁)

Morellstraße 30, 86159 Augsburg

Amt für Versorgung und Familienförderung Bayreuth (バイロイト扶助・家族助成庁)

Hegelstraße 2, 95447 Bayreuth

Amt für Versorgung und Familienförderung Landshut (ランズフート扶助・家族助成庁)

Friedhofstraße 7, 84028 Landshut

Amt für Versorgung und Familienförderung München I（第Ⅰミュンヘン扶助・家族助成庁）
Richelstraße 17, 80634 München

Amt für Versorgung und Familienförderung München II（第Ⅱミュンヘン扶助・家族助成庁）
Bayerstraße 32, 80335 München

Amt für Versorgung und Familienförderung Nürnberg（ニュルンベルク扶助・家族助成庁）
Bärenschanzstraße 8a, 90429 Nürnberg

Amt für Versorgung und Familienförderung Regensburg（レーゲンスブルク扶助・家族助成
庁）
Landshuter Straße 55, 93053 Regensburg

Amt für Versorgung und Familienförderung Würzburg（ヴェルツブルク扶助・家族助成庁）
Georg-Eydel-Straße 13, 97082 Würzburg

ベルリン

Landesamt für Gesundheit und Soziales Landesversorgungsamt Berlin（ベルリン健康・社
会庁州援護庁）
Sächsische Straße 28, 10707 Berlin

Versorgungsamt Berlin（ベルリン援護庁）
Albrecht-Achilles-Straße 62-65, 10709 Berlin

ブランデンブルク州

Landesamt für Soziales und Versorgung - Versorgungsamt -（社会・扶助庁 - 援護庁 -）
Lipezker Straße 45, 03048 Cottbus

Landesamt für Soziales und Versorgung - Versorgungsamt -（社会・扶助庁 - 援護庁 -）
Außenstelle Cottbus（コトブス出張所）
Straße der Jugend 33, 03050 Cottbus

Landesamt für Soziales und Versorgung - Versorgungsamt - (社会・扶助庁 - 援護庁 -)
Außenstelle Frankfurt (Oder) (フランクフルト (オーダー) 出張所)
Robert-Havemann-Str. 4, 15236 Frankfurt/Oder

Landesamt für Soziales und Versorgung - Versorgungsamt - (社会・扶助庁 - 援護庁 -)
Außenstelle Potsdam (ポツダム出張所)
Ruinenberg-Kaserne
Einsiedelei 6, 14469 Potsdam

ブレーメン

Versorgungsamt Bremen (ブレーメン援護庁)
Friedrich-Rauers-Straße 26, 28195 Bremen

ハンブルク

Versorgungsamt Hamburg (ブレーメン援護庁)
Paul-Neumann-Platz 5, 22765 Hamburg

ヘッセン州

Regierungspräsidium Gießen - Landesversorgungsamt Hessen - (ギーセン統治本部 - ヘッ
セン州援護庁 -)
Ludwigsplatz 13, 35396 Gießen

Hessisches Amt für Versorgung und Soziales Darmstadt (ダルムシュタット、ヘッセン州扶
助・社会庁)
Bartningstraße 53, 64289 Darmstadt

Hessisches Amt für Versorgung und Soziales Darmstadt, Außenstelle Bensheim (ダルムシ
ュタット、ヘッセン州扶助・社会庁、ベンスハイム出張所)
Darmstädter Straße 52, 64291 Bensheim

Hessisches Amt für Versorgung und Soziales Frankfurt/Main (フランクフルト・アム・マイ
ン、ヘッセン州扶助・社会庁)
Eckenheimer Landstr. 303, 60320 Frankfurt/Main

Hessisches Amt für Versorgung und Soziales Frankfurt/Main, Außenstelle Gelnhausen（フランクフルト・アム・マイン、ヘッセン州扶助・社会庁、ゲルンハウゼン出張所）

Hailerer Str. 24, 63571 Gelnhausen

Hessisches Amt für Versorgung und Soziales Fulda（フルダ、ヘッセン州扶助・社会庁）

Washingtonallee 2, 36041 Fulda

Hessisches Amt für Versorgung und Soziales Gießen（ギーゼン、ヘッセン州扶助・社会庁）

Südanlage 14 A, 35390 Gießen

Hessisches Amt für Versorgung und Soziales Gießen, Außenstelle Marburg（ギーゼン、ヘッセン州扶助・社会庁マールブルク出張所）

Robert-Koch-Straße 17, 35037 Marburg

Hessisches Amt für Versorgung und Soziales Kassel（カッセル、ヘッセン州扶助・社会庁）

Frankfurter Straße 84 A, 34121 Kassel

Hessisches Amt für Versorgung und Soziales Wiesbaden（ヴィースバーデン、ヘッセン州扶助・社会庁）

John-F.-Kennedy-Straße 4, 65189 Wiesbaden

メクレンブルク=フォアポメルン州

Landesversorgungsamt Mecklenburg-Vorpommern（メクレンブルク=フォアポメルン州援助庁）

Erich-Schlesinger-Straße 37, 18059 Rostock

Versorgungsamt Neubrandenburg（ノイブランデンブルク援助庁）

Neustrelitzer Straße 120, 17033 Neubrandenburg

Landesversorgungsamt Rostock（ロストック援助庁）

Erich-Schlesinger-Str. 37, 18059 Rostock

Versorgungsamt Schwerin（シュヴェーリン援護庁）

Friedrich-Engels-Str. 47, 19061 Schwerin

Versorgungsamt Stralsund（シュトラールスラント援護庁）

Frankendamm 17, 18439 Stralsund

ニーダーザクセン州

Niedersächsisches Landesamt für Zentrale Soziale Aufgaben, Integrationsamt -
Landesversorgungsamt -（ニーダーザクセン州中央社会福祉業務統合庁 - 州援護庁 -）

Domhof 1, 31134 Hildesheim

Versorgungsamt Braunschweig（ブラウンシュヴァイク援護庁）

Schillstraße 1, 38102 Braunschweig

Versorgungsamt Braunschweig（ブラウンシュヴァイク援護庁）

Außenstelle Hildesheim（ヒルデスハイム出張所）

Goslarsche Straße 2, 31134 Hildesheim

Versorgungsamt Hannover（ハノーファー援護庁）

Gustav-Bratke-Allee 2, 30169 Hannover

Versorgungsamt Oldenburg（オルデンブルク援護庁）

Moslestraße 1, 26122 Oldenburg

Versorgungsamt Oldenburg（オルデンブルク援護庁）

Außenstelle Osnabrück（オスナブリュック出張所）

Iburger Straße 30, 49082 Osnabrück

Versorgungsamt Verden（ヴェルデン援護庁）

Marienstraße 8, 27283 Verden/Aller

ノルトライン=ヴェストファーレン州

Bezirksregierung Münster, Abt. Soziales und Arbeit, Landesversorgungsamt（ミュンスター

県庁、社会・労働局、州援護庁）

Albrecht-Thear-Straße 9, 48147 Münster/Westfalen

Versorgungsamt Aachen（アーヘン援護庁）

Schenkendorfstraße 2-6, 52066 Aachen

Versorgungsamt Bielefeld（ビーフェルト援護庁）

Stapenhorsterstraße 62, 33615 Bielefeld

Versorgungsamt Dortmund（ドルトムント援護庁）

Rheinische Straße 173, 44147 Dortmund

Versorgungsamt Duisburg（デュイスブルク援護庁）

Ludgeristraße 12 (Landesbehördenhaus), 47057 Duisburg

Versorgungsamt Düsseldorf（デュッセルドルフ援護庁）

Erkrather Straße 339, 40231 Düsseldorf

Versorgungsamt Essen（エッセン援護庁）

Kurfürstenstraße 33, 45138 Essen

Versorgungsamt Gelsenkirchen（ゲルゼンキルヒェン援護庁）

Vattmannstraße 2-8, 45879 Gelsenkirchen

Versorgungsamt Köln（ケルン援護庁）

Boltensternstraße 10, 50735 Köln

Versorgungsamt Münster（ミュンスター援護庁）

Von-Steuben-Straße 10, 48143 Münster/Westfalen

Versorgungsamt Soest（ゾースト援護庁）

Heinsbergplatz 13, 59494 Soest

Versorgungsamt Wuppertal（ヴッパータール援護庁）
Friedrich-Engels-Allee 76, 42285 Wuppertal

ラインラント=プファルツ州

Landesamt für Soziales, Jugend und Versorgung Rheinland-Pfalz（ラインラント=プファルツ州社会・若者・扶助庁コブレンツ援護庁）
Baedekerstraße 2-10, 56073 Koblenz

Amt für soziale Angelegenheiten - Versorgungsamt Koblenz -（社会福祉業務庁 - コブレンツ援護庁 -）
Baedekerstraße 12-20, 56073 Koblenz

Amt für soziale Angelegenheiten - Versorgungsamt Landau i. d. Pfalz -（社会福祉業務庁 - ランダウ・イン・デア・プファルツ援護庁 -）
Reiterstraße 16, 76829 Landau i. d. Pfalz

Amt für soziale Angelegenheiten - Versorgungsamt Mainz -（社会福祉業務庁 - マインツ援護庁 -）
Schießgartenstr. 6, 55116 Mainz

Amt für soziale Angelegenheiten - Versorgungsamt Trier -（社会福祉業務庁 - トリアー援護庁 -）
Moltkestraße 19, 54292 Trier

ザールラント州

Landesamt für Jugend, Soziales und Versorgung Saarbrücken Abt. C（若者・社会・扶助庁C局）
Hochstraße 67, 66115 Saarbrücken

ザクセン州

Sächsisches Landesamt für Familie und Soziales（ザクセン州家族・社会庁）
Reichsstr. 3, 09112 Chemnitz

Amt für Familie und Soziales（家族・社会庁）

Brückenstraße 10, 09111 Chemnitz

Amt für Familie und Soziales（家族・社会庁）

Gutzkowstr. 10, 01069 Dresden

Amt für Familie und Soziales（家族・社会庁）

Berliner Str. 13, 04105 Leipzig

ザクセン=アンハルト州

Landesamt für Versorgung und Soziales Sachsen-Anhalt, Integrationsamt（ザクセン=アンハルト州扶助・社会庁、統合庁）

Neustädter Passage 15, 06122 Halle

Dienstgebäude Halle: Landesverwaltungsamt（ハレ事務所ビル内州行政官庁）

Maxim-Gorki-Straße 7, 06114 Halle

Nebenstelle Magdeburg: Integrationsamt, Landesverwaltungsamt（マグデブルク支局内統合庁、行政官庁）

Halberstädter Str. 39 a, 39112 Magdeburg

シュレスヴィヒ=ホルシュタイン州

Landesamt für soziale Dienste Schleswig-Holstein（シュレスヴィヒ=ホルシュタイン州社会業務庁）

Steinmetzstraße 1-11, 24534 Neumünster

Landesamt für soziale Dienste Schleswig-Holstein（シュレスヴィヒ=ホルシュタイン州社会業務庁）

Außenstelle Heide（ハイデ出張所）

Neue Anlage 9, 25746 Heide/Holstein

Landesamt für soziale Dienste Schleswig-Holstein（シュレスヴィヒ=ホルシュタイン州社会業務庁）

Außenstelle Kiel（キール出張所）

Gartenstraße 7, 24103 Kiel

Landesamt für soziale Dienste Schleswig-Holstein（シュレスヴィヒ=ホルシュタイン州社会
業務庁）

Außenstelle Lübeck（リューベック出張所）

Große Burgstraße 4, 23552 Lübeck

Landesamt für soziale Dienste Schleswig-Holstein（シュレスヴィヒ=ホルシュタイン州社会
業務庁）

Außenstelle Schleswig（シュレスヴィヒ出張所）

(Moltkekaserne)

Seminarweg 6, 24837 Schleswig

チューリンゲン州

Thüringer Landesamt für Soziales und Familie, Landesversorgungsamt（チューリンゲン州
社会・家族庁、州援護庁）

Karl-Liebknecht-Straße 4, 98527 Suhl

Versorgungsamt（援護庁）

Linderbacher Weg 30, 99099 Erfurt

Versorgungsamt（援護庁）

Puschkinplatz 7, 07545 Gera

Versorgungsamt（援護庁）

Karl-Liebknecht-Straße 4, 98527 Suhl

2. 交通事故被害者援助

Verein Verkehrsofferhilfe e. V.（社団法人交通事故被害者援助団体）

Glockengießerwall 1 V, 20095 Hamburg

3. 民間援助団体

Weisser Ring（白い輪）

Gemeinnützer Verein zur Unterstützung von Kriminalitätöpfen und zur Verhütung von Straftaten e. V.（社団法人犯罪被害者支援及び犯罪防止のための公益団体）

Weberstraße 16, 55130 Mainz-Weisenau

Tel. (06131) 83030

被害者用緊急番号：0 18 03/343434

Arbeitskreis der Opferhilfen in der Bundesrepublik Deutschland e. V. (ado)（社団法人ドイツ連邦共和国被害者援助労働共同体）

Perleberger Straße 27, 10559 Berlin

Tel. (030) 39407780

お住まいの地域の被害者援助事務局に関する情報は、前述の電話番号にお問い合わせ下さい。

奥付

発行者：

Bundesministerium für Gesundheit und Soziale Sicherung（連邦健康・社会保険省）

Referat Information, Publikation, Redaktion（情報・出版・編集課）

Pastfach 500, 53108 Bonn

発行：2005年7月1日

ご注文を希望される方は：

注文番号：A 719

電話：0180/51 51 51 0（0.12ユーロ/分）

ファックス：0180/51 51 51 1（0.12ユーロ/分）

発行者への問い合わせ

Eメール：info@bmgs.bund.de

インターネット：<http://www.bmgs.bund.de>

聴覚障害者用タイピング電話/ファックス：

タイピング電話：01805/99 66 07（0.12ユーロ/分）

ファックス：01805/22 11 28（0.12ユーロ/分）

Eメール：info.gehoerlos@bmgs.bund.de / info.deaf@bmgs.bund.de

文章/レイアウト：Grafischer Bereich des BMGS, Bonn

印刷：Koelblin-Fortuna, Bade-Baden

市民電話

（ドイツ国内固定電話より 0.12 ユーロ / 分）

月曜～木曜、8～20 時

ご相談はお電話下さい

年金	01805/99 66 01
健康保険	01805/99 66 02
介護保険	01805/99 66 03
障害者向け情報	01805/99 66 04
傷害保険 / 名誉職	01805/99 66 05
聴覚障害者サービス	
タイピング電話	01805/99 66 07
ファックス	01805/22 11 28

インターネット / E メール

www.bmgs.bund.de、info@bmgs.bund.de